

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令の概要について

1 改正の背景

社会生活基本調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、社会生活基本調査規則（昭和56年総理府令第38号）の定めるところにより、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として実施している。

本調査を令和3年に実施するに当たり、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、調査事項及び調査方法等の変更を行うものである。

2 改正の概要

調査事項の追加及び廃止、調査方法の変更等を行うため、当該規定の一部を次のとおり改正する。

(1) 調査事項の追加及び廃止

ア 調査事項の追加

- ・慢性的な病気及び長期的な健康問題の状態
- ・日常生活への支障の程度

イ 調査事項の廃止

- ・生活行動記入日の天候
- ・住居の種類
- ・自家用車の所有の状況
- ・介護支援の利用の状況

(2) 調査方法の変更

新型コロナウイルス感染症を始めとする災害等により、調査員が調査世帯へ調査票を配布し、及び収集し、並びに質問することが困難な場合において、郵便又は信書便により、都道府県知事が調査世帯へ調査票を送付し、調査世帯が調査票を提出することができるようにする。

(3) その他

上記のほか所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。